

## 福祉サービス第三評価結果の公表ガイドライン

### ①第三者評価機関名

セリオコーポレーション有限会社

### ②施設・事業所情報

名称：浜松市立舞阪第2保育園	種別：保育所	
代表者氏名：高田 千尋	定員(利用人数)：90名(70名)	
所在地：静岡県浜松市西区舞阪町舞阪 2659-3		
TEL：053-592-3552	HP： <a href="http://www.hamamatsu-pippi.net">http://www.hamamatsu-pippi.net</a>	
【施設・事業所の概要】		
開設年月日：昭和47年4月1日		
経営法人・設置主体(法人名等)：浜松市		
職員数	常勤職員：15名	非常勤職員：7名
専門職員	(専門職の名称) 名	栄養士 1名
	保育士 15名	嘱託医 2名
	調理員 4名	
施設・設備 の概要	(居室数)	(設備等)
	保育室 5、調理室 1、 事務室 1、休憩室 1、 ほふく室 1、	砂場、すべり台、プール、 鉄棒、ブランコ、登り棒

### ③理念・基本方針

#### 理念：

- ・ 水と緑豊かな自然の中で、一人ひとりの発達をしっかりと捉え、個性を大切にした保育をする。
- ・ 地域のよい伝統や風習を守る。
- ・ 日々の活動や様々な体験を通じて、人間形成の基礎作りをする。

#### 基本方針：

1. 家庭的なぬくもりのある保育園づくりをめざす。
2. あそびや生活を通して保育士や友だちとの関係を広げ、心豊かでたくましい子に育つ保育をめざす。
3. 家庭や地域との連携の中で信頼関係を築きながら、それぞれが協力し合って子どもの育ちと子育てを支える。
4. 自然や身近な環境の中で食の恵みに感謝し健康な心と身体の基礎を育てる。
5. 保育士の専門性を発揮し、知識の習得と技術の向上に努め、職員が協力し合って保育にあたる。

#### ④ 施設・事業所の特徴的な取組

- ・ 漁港や水辺に出掛け、海を身近に感じる体験や地域住民との交流により、地域に根付いた保育活動を行っている。
- ・ 保幼小交流会で子どもたちが交流する機会を持つとともに、中学校を含めた連絡会において職員同士も連携を深め、協力して育成にあたっている。
- ・ 津波被害が予想される地域性から、月2回の避難訓練を行って防災への意識を高める取り組みをしている。
- ・ クラスの枠を超え、子どもたちが一緒に育ち合い、一人ひとりを全職員で見守っていくあたたかい保育をめざしている。

#### ⑤ 第三者評価の受審状況

評価実施期間	平成29年7月1日（契約日）～ 平成30年2月20日（評価結果確定日）
受審回数(前回の受審時期)	1回（平成22年度）

#### ⑥ 総評

##### ◇特に評価の高い点

##### ◆中・長期事業計画に関して

来年度からの新保育所保育指針を見据え、改めて理念との整合性を持たせた事業計画の策定と評価・見直しに関する基本姿勢を明示している。中長期計画のなかで事業の 카테고리設定を行い、計画の策定段階から評価・見直しまでの流れを分かりやすいチャートにまとめている。事業全体を、保育内容の充実、環境保育、特別保育の充実、地域・関係機関との交流と連携、危機管理、職員研修・人材育成、の6分類とし、それぞれに計画の“ねらい”を明記している。前年の振り返りで見直しされる項目を強調し、合わせて年次の事業概要を具体的な表現で記述しており、十分に検討された計画であると評価できる。

##### ◆保育内容の充実—食育に関して

中長期計画の「保育内容の充実」の分類に「食育」の項があり、毎年、前年の評価反省をもとに年次計画を策定している。そのなかでは、子どもの育ちの根本である食事（たべること）の大切さを食育だよりで発信し、家庭との共通意識の醸成に努めている。食育の取り組みの一つに「クッキング保育」があり、園で栽培した野菜を食材に加えて季節や行事にちなんだ料理づくりを取り入れ、子どもに料理の楽しさや野菜への興味が深まるような配慮をしている。調理員と保育士は給食会議で毎月話し合いを行い、安心・安全な給食の提供に取り組んでいる。

##### ◆保育内容の充実—子どもの主体性や体験を活かす保育に関して

保護者や地域住民から提供されたさまざまな廃材を利用して、子どもが思うままに作品の製作をする活動が行われ、子どもが主体的に材料を選択しやすいような環境が整え

られている。また海辺の町の環境に包まれて楽しむ遊びや、ボランティアと共に遊びのなかで自然と関わることのできる、自然体験の保育を展開している。

#### ◆危機管理の取り組みに関して

事故記録簿やヒヤリハット報告書等の分析からヒヤリハットマップが作成されており、危険の潜む場所や時間帯等の情報を職員間で共有し、安心・安全な保育を実践している。リスクマネジメントの仕組みのなかで、さまざまなレベルのインシデントに関する報告が逐一責任者にあげられ、委員会において適切な対応のための検討が行われている。中長期計画の危機管理のなかで、事故防止、感染症等対策、不審者対策、防災対策、交通事故対策、虐待対応等のそれぞれの分類毎に継続事業や重点課題等が設定され、進捗状況に照らしながら先の年度まで見通した対策が取られている。

#### ◇改善を求められる点

##### ◆事業計画の具体的目標に関して

中長期計画の具体的な内容のなかで、数値目標の設定が可能と思われる事業に関して、目標値は曖昧な表現にとどまっている。このことは年次計画等の策定や、計画の進捗状況の評価・見直しの折に障りとなりかねない。中長期及び年次の事業計画のなかの可能な事業に関しては、数値目標を設定することが必要である。

##### ◆苦情等の把握と適切な公表に関して

苦情受付窓口や担当者の設置、意見箱や苦情申し出の用紙等の工夫がされ、日常業務での意見や苦情の対処方法等も定められている。苦情解決の仕組みは概ね出来ていてみて差し支えないが、一方で、苦情とするか意見とみるかの判断が難しい領域の保護者等の思いを、どう対応し処理するかの方法やルールは定められていない。苦情解決の過程でより客観的な判断が必要な場合に、複数の職員による協議のプロセスを設けるなどの工夫が求められる。

##### ◆標準的な実施方法に関して

マニュアルや手順書等に標準的な実施方法が文書化されているが、その標準的な実施方法に沿った保育の提供が適切に行われているかどうかを検証することに関し、現在のところデイリープログラムや指導計画にもとづく保育実践など、基本的な保育・支援に関するものの確認にとどまっている。全職員が関わる保育全般にわたって基本的な実施方法が定められ実施されているかを、PDCA サイクルにもとづいて定期的、あるいは必要に応じて検証・見直しを行い、それらが有効に機能するような仕組みの構築が求められる。

#### ⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

今回は、アドバイスにより自己評価に全職員で取り組むという形を取りました。

忙しい中、話し合いを何度も重ねる大変さはありませんでしたが、そうしたことで職員が、自分自身の保育、そして園全体の保育を様々な面から振り返り、また園が果たすべき使命、よりよい園の在り方を学んでいく機会となりました。

事務室サイドとしても、職員に伝わっていなかった部分、思いが違っていた部分が発見できたり、職員の意識の変化と向上を感じたりと受審により大きなメリットがあったと思っています。

今回特に感じたのは、園の中のPDCAサイクルがまだまだ不十分であることです。

特に実施したことを検証、反省し次を構築していく部分が足りないことを強く感じました。

また家庭や地域との連携の弱さも感じ、より強く繋がる必要性も感じました。

今回第三者評価を受審したことで、多くのことを学び意識の変化があったことに感謝するとともに、これを今後の園の運営、保育に生かし、子ども・保護者・地域にとってよりよい園となっていけるよう、さらに努力していきたいと思えます。

ありがとうございました。

#### ⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

## 第三者評価結果〔保育所〕

※すべての評価細目について、判断基準（a・b・cの3段階）に基づいた評価結果を表示する。

a 評価…よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態

b 評価…aに至らない状況、多くの施設・事業所の状態、「a」に向けた取組みの余地がある状態

c 評価…b以上の取組みとなることを期待する状態

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

### 保育所版共通評価基準ガイドライン

#### 評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

##### Ⅰ-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
Ⅰ-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	Ⅰ-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	①・b・c
<コメント> 「地域の自然環境のなかで子ども一人ひとりの発達に注目し、個性を大切にした保育実践と、家庭や地域との信頼関係にもとづく協力で子どもを育てゆく。」との趣旨を持つ理念と、それを受けた基本方針が明文化されている。理念・基本方針は年度毎に確認を行い、読み合わせのうえ職員に配布している。また園内の要所に掲示すると共に、保護者には年度当初と秋の懇談会及び各クラス懇談会などで説明しており、さらにパンフレットや広報誌等で地域にも周知を図っている。		

##### Ⅰ-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
Ⅰ-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	Ⅰ-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	①・b・c
<コメント> 本課において毎月開催される事務連絡会や園長会で情報共有している。また地域の区役所からの待機児童等の情報で、地域の動向を把握している。さらに園長はじめ幹部職員が参加する研修会や保育士会の機関誌等から、社会情勢による経営環境の変化等に関する有効な情報が収集できるので、それらの機会や資料を活用している。当該地域が津波の危険にさらされていると言う事情から園児が減少してゆく傾向を把握しているが、住民の気持ちの内には、歴史と自然の豊かなこの地域に定住したいと言う思いと、津波への不安の狭間でジレンマがあることなども承知しており、状況の分析から、保護者の不安を少しでも軽減できるような対策（例えば津波避難訓練の充実等）につなげている。		
3	Ⅰ-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組みを進めている。	a・②・c

<コメント>

現状で常に課題を抱えながら取り組んでいる事業や業務に、人材の確保や育成、情報の管理や活用に関する IT 化、施設・設備の老朽化による不具合の顕在化等が挙げられるが、公立保育園においては、独自に工夫できること以外は本課と相談しながらの対策となるので、公立保育園全体で調整が必要な事案では、対応や改善に時間が掛かることも少なくない。園内での工夫や運用次第で改善できるケースとしては、日常業務のなかでの省エネ対策などもその一例であり、職員間の話し合いで効果が期待できそうな提案があれば、その一つひとつに取り組んで一定の成果を上げている。ただ現在、職員同士による改善のための話し合いの内容を、記録に残す決まりはないが、将来的にみて参考となる優れた提案等を、今後に残す仕組みの構築が望まれる。

### I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>来年度からの新保育所保育指針を見据え、改めて理念との整合性を持たせた事業計画の策定と評価・見直しに関する基本姿勢を明示すると共に、事業のカテゴリー設定を行い計画の策定段階から評価までの流れを「中長期計画の作成と評価見直しの取り組み」として、分かりやすいチャートにまとめている。事業全体を、保育内容の充実、環境保育、特別保育の充実、地域・関係機関との交流と連携、危機管理、職員研修・人材育成、の6分類とし、それぞれに計画の“ねらい”を明記している。各分類をさらに3~6項目の事業内容に分けて、前年度の見直し項目や年次の事業概要が具体的な表現で記述されている。本年度は平成28年度~30年度計画の2年目にあたる。十分に検討された計画であることは評価できるが、具体的な内容のなかで数値目標の設定が可能と思われる事業に関しても、目標値は曖昧な表現にとどまっている。計画の評価・見直しや年次計画で事業の詳細を策定する際の障りとなりかねない。中長期と年次の数値目標は自ずと異なることから、どちらかの計画に設定してあれば良いと言うものではない。中長期及び年次の事業計画のなかで、可能な事業に関しては数値目標を設定することが必要である。</p>		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>中長期計画の内容を踏まえた単年度の計画が策定されている。単年度事業計画は具体的な事業内容に踏み込んで記述されており、前項で指摘した数値目標を除けば、内容において中長期計画との整合性にも問題はない。その一方で、事業計画の項目の表記に関する課題が残されている。中長期計画のカテゴリー及び内容項目の分類と、単年度事業計画の各事業名との関連が容易に判断できる書式にはなっておらず、一つひとつの内容を突合しないと関連性が判然としない。単年度計画の各事業は、内容により中長期計画の複数のカテゴリーに属する</p>		

場合も当然に生ずることから、単年度計画の各事業に対応させて中長期計画のカテゴリーや内容項目を併記し、関連性が直感的に把握できるような配慮が望まれる。		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	①・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>年度末（3月）に翌年度分の事業計画を策定することにしており、集約した職員意見・要望等も参考に、評価の結果にもとづいて計画の内容を見直し、改善点を職員会議で検討している。年度当初の職員会議で新たな事業計画が説明され、全職員が内容を確認する手順が守られている。年度の概ね中間にあたる9月～10月に事業計画の進捗状況等の確認作業を行い、必要に応じて計画の見直しにつなげる仕組みがある。</p>		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	①・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>年度当初に全体懇談会を開催し、事業の具体的な説明を行うことと合わせ事業計画全般に関する説明も行っている。年間の行事予定や親子ひろばの広報誌、またクラスだよりなどの配布と掲示板において周知を図り、さらに下半期当初（10月）の懇談会でも繰り返し説明して、保護者等に理解を促している。</p>		

#### I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	①・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>公立保育園に共通の事業として、定期的に第三者評価を受審している。定められた各園共通の自己チェックリストを使用し、全職員により毎年2回の自己評価を実施している。またエピソード記録をもとに保育実践の振り返りを行い、PDCAサイクルにもとづく保育の質の向上への取り組みが、組織的な仕組みとして機能している。</p>		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	①・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>自己評価の分析結果を職員と共有し、具体的な改善策を検討しながら改善計画につなげている。本課の助言や指導と合わせ、園独自の計画にもとづく取り組みの進捗状況等を勘案して事業計画に組み入れている。</p>		

## 評価対象Ⅱ 組織の運営管理

### Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	①・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>園長は年度当初の職員会議や保護者の全体会等で、自らの役割と責任について表明している。職員に対し「運営組織と園務分掌」等を配布し、職務分担を明確にして有事の際の責任の所在を明らかにしている。</p>		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a・②・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>園長は法令遵守の観点から必要な研修や勉強会に参加している。職員に対して法令一覧表を配布し必要な法令の周知に努めている。事務室には法令集がファイルされ、何時でも必要に応じてみることができる配慮がある。一方で園長は、社会情勢の変化と共に改訂されて運用が変化してゆく福祉関連法等、遵守すべき法令の最新の内容の理解に関して、自らの研鑽も含め職員の学びの機会を提供する取り組みに、まだ検討の余地があると考えており、組織的にコンプライアンスの意識改革を図る目的を持って、今後の取り組みを進める方針である。</p>		
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	①・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>園長は保育の質の向上を目指し、現状を把握・分析するために指導計画や保育日誌を日常的な情報収集の基本資料として活用している。加えて月に一度は、振り返りシートの分析や面談により一人ひとりの職員の意見や考え方を把握することに努め、評価した結果を職員と共有してタイムリーなアドバイス等につなげて、職員意見の反映を図る取り組みを積極的に進めている。</p>		
13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	①・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>園長は、経営上の課題等を把握し改善につなげる取り組みを適切に実行して、働きやすい職場環境を整備してゆく必要性から、業務全般をグループに分け、課題に対して各グループがチームとしてあたることで、全職員に業務の担当を割り振ることが可能となる工夫を行い、実効性を高めることが期待できるか、仕組みの成果を確認しながら積極的に取り組みを進めている。</p>		



## II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>公立保育園であり人材確保に係る人事権は本課の専管事項である。園内においては専門職の配置や活用、及び職員のスキル向上のための研修等の充実に図り、働きやすい職場環境の整備等で職員の定着を目指している。中長期計画に「職員研修と人材育成」の 카테고리を設け、有能な保育の人材育成に向けて、OJTによる専門職のスキルの伝承や知識の共有等で、保育の質の向上につなげる仕組みが日常業務のなかに定着している。</p>		
15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>人事管理、労務管理、財務管理等は、本課が専管事項として基本的な仕組みの下で各園を主導している。人事考課に関しても市の制度にもとづく方式で実施している。職員の人事考課はマニュアルにもとづき、執務状況報告書との整合性を考慮して年2回実施しており、職員一人ひとりと面談して思いを丁寧に聴くことで、職員の保育への意欲を高い水準で維持できるように取り組んでいる。</p>		
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>園長は、職員の就業状況の記録や毎月の振り返りシートから職員の思いをくみとり、職場の働きやすさの状況を把握することに努めている。職員との日常のコミュニケーションにより家庭の状況や職場の人間関係にも気配りしており、有給休暇やその他の年間を通した休暇の取得等と合わせ、ワークライフバランスに配慮した取り組みが実践されているとみて差し支えない。また心身の健康を保つためにメンタルヘルスの調査も実施している。</p>		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>園長は年度当初に「職員は子どもにとって常に温かく優しい存在であり、保護者に寄り添い信頼関係を築いて共に子どもを育むこと。そのうえで自己研鑽を怠ることなく、理念に帰結する保育実践を目指すこと。」との趣旨の、期待する職員像を示している。職員一人ひとりが自らの保育業務に向けた目標設定を行い、園長は各々の職員の専門性や経験値（経験の度合い）、さらに園長の期待を勘案して全職員の目標設定を文書化している。他に「今年度にあたって」の書式により職員の希望・要望・課題等を収集し「育成相談のポイント整理表」にまとめ、職員育成の基本的資料を揃え、これらをもとに年2回の面談を経て進捗状況により目</p>		

標達成度を確認している。この取り組みにより職員一人ひとりの優れた一面や課題等が顕在化するが、それを明示した形での（各々の職員の能力に対応した）研修等の計画が十分とまでは言えない。仕組みは概ね整備されていることから、その運用に更なる工夫が望まれる。

18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a・b・c
----	---	-------

<コメント>

中長期計画に職員研修と人材育成のカテゴリーを設け、「職員一人ひとりのスキルアップが保育の質の向上につながり、職員間の信頼関係と連携で園全体の質の高い保育を支える原動力になり得る。」との趣旨が“ねらい”として示されている。実施された研修の報告書やそれをもとにした勉強会などが行われ、職員間での知識の共有等が進んでいる。一方で前項でも述べた通り、各々の職員の経験や資質、キャリアパス等に注目した研修計画が十分とは言えない。本年度は、職員一人ひとりが必要とする内容の研修に、積極的に派遣することが計画されてから2年目にあたる。それぞれの年度内で着手できる事柄から、順次具体的な年次計画に組み入れることが期待される。

19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a・b・c
----	-------------------------------------	-------

<コメント>

来年度に向け職員を新保育所保育指針研修に積極的に参加させることを具体的に示し、中長期計画に沿って進めており、年間研修計画に参加職員の割り振りを明記している。前述の事業計画策定の項で述べた通り、中長期の計画は対応する年次計画に組み入れ、必要な関連資料（各々の職員に対応した研修計画書等）を示して、各々の職員の教育・研修の機会が明示的（文書により）に確保されていることを、本項目では求めている。職員が将来をイメージできるようキャリアパスを明確にし、一人ひとりの専門性をサポートしてゆく研修体制への取り組みは、今後さらに充実したものが求められる。

Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

20	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a・b・c
----	---	-------

<コメント>

実習生の受入れに関して基本的な考えを明文化し、受入れの手順を分かりやすくフローチャートで表している。さらに実習生の目的別に細部にわたるマニュアルを作成し、学校と調整しながら、専門性に配慮した適切なプログラムの整備に努めている。保育に関わりのある専門職の教育・育成のために実習生を受け入れることは、実習期間を通して実習生の指導に当たる保育士にとどまらず、職員の保育に対する意識やスキルを見つめ直す良い機会であることが、園の掲げる実習生受入れの目的のなかに示唆されている。園では、このことを全職員の共通意識とするために、職員間でマニュアルに示された意義を再確認することと合わせ、実績の振り返り等も含めた意見交換を行っている。人材の確保・育成等に寄与するこれらの取り組みを、変化する社会情勢に適切に対応してゆけるよう、事業計画に位置付けることが期待される。

## II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>当園の運営情報は、浜松市子育て情報サイト「ぴっぴ」に掲載されている。地域にある公共の施設等にパンフレットを配布し、広報誌「親子ひろばげんきっこ」に育児相談や園庭開放等の催事案内を掲載すると共に、季節に応じた子育てのヒントなどの情報を提供している。広報誌の欄外に、園内の意見箱の月間の投書状況（意見がなかった旨）も添えられている。個々の意見・要望等は、それぞれの内容に即した手順により保護者等関係者と共有しており問題はないが、面談など意見箱の投書以外の方法で寄せられた意見・要望等のなかで、運営の透明性を確保するうえで重要な要素となる情報等を公開するための、さらなる取り組みが期待される。</p>		
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>本評価基準で求められる、事務、経理、取引等に関する権限・責任体制は、「運営組織と園務分掌」で明確にされており、全職員に周知が図られている。また外部監査の活用に関しては、当該保育園の運営主体（浜松市）が政令市であることから、地方自治法の規定により、市の事業に関して包括的に「包括外部監査契約に基づく外部監査」を受けることとされており、当該園は該当する事業の範ちゅうに含まれるので、園が独自に外部監査を実施する必要はないが、本課から外部監査にもとづく助言・指導等を受けた場合に、園の適切な対応が必要であることを申し添えておく。</p>		

## II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>中長期計画の分類中に、地域・関係機関との交流と連携を設定し、さらに6項目の事業内容に分けて具体的な取り組みと連携すべき社会資源を明示している。関係機関等連携先の情報をリスト化し掲示板で示すと共に、地域の公共機関や公園等の公共の場所などを分かりやすく示す「お散歩マップ」を廊下に掲示してある。地域で活動している花の会からの苗の提供、寄せ植え教室の開催、地域の老人会や老人デイサービスセンターとの交流等、子どもが社会体験のできる機会が多く設けられている。地域に根差した保育園として、情報発信と具体的な活動で住民との信頼関係を築くことに努めている。</p>		

24	Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>ボランティアの受入れに関する考えや手順等は、実習生の受入れマニュアルの項目の一つとして明示されており、受入れに際してオリエンテーションによる説明と、園内の活動についての具体的な指導を行っている。マニュアルは公立保育園共通のものであるが、専門職を対象とした（実習生の）実習研修とボランティア受入とでは、基本姿勢と活動の内容、さらには受け入れ側の対応等が異なる。その相違する事柄をそれぞれ明確に示す必要性から、同一書式のなかで項目分けされているマニュアルでは十分ではない。本評価基準で求めているのは受入れ体制の確立であり、地域の教育等関係機関や地域住民等との協力関係を築いて、ボランティア養成による保育所の社会貢献などを明確にした基本姿勢にもとづき、専門職ではないことに留意したうえでの十分な説明や配慮のある、具体的な内容をマニュアル化する等の取り組みである。マニュアルの次の見直し時期には再検討が求められる。</p>		
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>関係する社会資源はリスト化され適切に連携している。保育所はもとより教育機関である幼稚園、小中学校、地域自治会や民生児童委員等の地域の関係機関・団体、医療関係機関、子ども発達相談支援センターや児童相談所、民間の児童発達支援事業所等々、多くの団体や関係者と定期的に会合を持つなど、情報交換や協働などの取り組みがある。子どもや保護者のケア、家庭での虐待や権利侵害などの予防・早期発見等につなげるための連携に努めている。</p>		
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ-4-(3)-① 保育所が有する機能を地域に還元している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>園庭の開放や育児相談などをほぼ毎日対応できるような態勢を整えている。それらの情報を保護者や地域住民に伝えると共に、親子ひろばの開催や、社会福祉協議会の事業「ホットタイム」に参加し、保育所の専門性を活かして地域の子育て中の親子との触れ合いを通じ、保育所の機能や役割を知ってもらう取り組みを行っている。災害等の緊急時には一時的な避難場所として対応できるよう、地域防災の関係者と連携を図り防災訓練を実施している。AED講習や嘱託医による予防接種等の啓発の機会があることを、地域住民にも伝えて参加を促しており、できる事（機能）を活かして地域貢献に努めている。</p>		
27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>地域の関係機関や団体、地域の状況に明るい自治会役員や民生児童委員等との連携、住民との交流、さらに保護者アンケート等から地域の福祉ニーズの把握に努めているが、事業計画に、公益的な事業や活動として具体的に位置付けられるものは多くはない。園として地域</p>		

の特性に適った公益的な独自の活動に結び付けられるよう、地域ニーズの把握がさらに必要であるとの見解を、中長期計画（地域・関係機関の交流と連携）及び年次計画で示している。目標に向け継続した取り組みが期待される。

## 評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

### Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつたための取組を行っている。	㉑・b・c
<コメント> 年度当初に保育課程の見直しを行い、保育理念や基本方針等を読み合わせて職員の共通理解を促している。これらの取り組みは勉強会として継続的に実施しており、保育室には倫理綱領や保育理念・保育目標を掲示し、常に目にすることができるよう配慮している。		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	a・㉑・c
<コメント> 子どものプライバシー保護や虐待防止等の権利擁護に関する規程・マニュアルを整備し、職員はもとより保護者への周知を図っている。保育に際してはカーテンなどを使用してプライバシーを守ることに努めており、生活の場にふさわしい環境を確保するために、設備等の老朽化をカバーする工夫をさまざまに行っている。一方で、幼児クラスのトイレの一部でドアの整備が遅れているなど改善の必要な個所がみられる。園長はプライバシー保護の観点から対応を見直す必要があるとして、現在問題個所の改善策を検討中である。		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	㉑・b・c
<コメント> 公立保育園に共通の情報が市役所のホームページに掲載されており、地域の関係機関にはパンフレットを配置している。来園した保護者の目に付きやすい場所に、さまざまな保育園情報を掲示して積極的に提供している。現在必要性が高まっている外国人向けのパンフレットの作成に向け、具体的な検討に入っている。配布しているパンフレット等の資料は毎年見直しを行い、適切な情報の提供を心がけている。		
31	Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	㉑・b・c
<コメント>		

<p>「入園のしおり」はじめ「重要事項説明書」と「説明同意書」「個人情報に関する説明書」「その他の事項の説明同意書」等、説明書の項目毎に確認が可能な書式を使用して丁寧な説明を行い、書面のコピーを配布している。内容に変更が生じた場合には、掲示すると共に個別に通知するなど、状況に適した方法で情報を共有するためのルールが明記されている。</p>		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;          保育の継続性に配慮して、定められた公立保育園共通の引継ぎ文書により適切に次の保育園に資料等を送付している。毎月発行される「親子ひろばげんきっこ」でさまざまな相談事や催事等を分かりやすく、かつ参加しやすい構成で情報提供しており、保育が終了した後のサポートにも最大限の配慮がされている。ただ、私立保育園に移行した場合の文書は現在統一されていないため、統一に向けた検討を進めている。</p>		
<p>Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。</p>		
33	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;          日常の保育のなかで日誌等に記録・把握している子どもの声や、アンケート・面談等による保護者の意見・要望をケース会議や職員会議等で共有し、利用者満足の上昇に組織全体で取り組む仕組みがある。具体的には、保育参加会、懇談会、個人面談等、保護者との面談の機会を多くとり、丁寧に対応して信頼関係を築くことに注力している。また行事の後にはアンケートにより感想や意見等を把握し、子どもが自ら積極的に行動したいという思いと合わせて分析・検討し、利用者満足につながる保育の改善に向けた取り組みを実施している。</p>		
<p>Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。</p>		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;          苦情受付窓口や担当者の情報と共に、苦情解決の仕組みを重要事項説明書や年度当初の全体懇談会等で説明し周知を図っている。意見箱の設置方法や苦情申し出の用紙等の工夫もあり、日常業務のなかで職員が把握した苦情等も、園長や主任に逐一報告するルールも定められている。一方で苦情と意見・要望との境界領域で、曖昧になることが避けられない声をどう拾うかについては定かにされていない。苦情解決の過程や対応結果等の適切な公表方法の検討等と合わせ、仕組みが十分に機能するようなルールを再検討することが望まれる。</p>		

35	Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>年度当初の全体懇談会等で、意見・要望等は何時でも誰にでも申し出ることが可能なことを説明し、重要事項説明書や広報誌にその旨を記載すると共に、園内の目に付きやすい箇所に掲示して周知を図っている。また個人ノートや個人面談等で保護者の意向を聞くことに努めており、保護者が意見を述べやすい環境作りに取り組んでいる。</p>		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>保護者からの相談や意見・要望等は園長に遅滞なく報告し、情報は会議において全職員に周知され共有すると共に、ミーティングノートに記録しておく仕組みがある。記録のための書式も用意され、経験による習慣として継続的に機能しているが、業務の一連の流れを手順書として明文化していないことが課題である。現状の業務内容をマニュアルとして整備し、そのなかに、仕組みと運用に関する定期的な見直しのルールを明記しておくことが求められる。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>事故記録簿やヒヤリハット報告書等の分析によるヒヤリハットマップが作成されており、危険の潜む場所や時間帯等の情報を職員間で共有し、安心・安全な保育を実践している。リスクマネジメントの仕組みのなかで、さまざまなレベルのインシデントに関する報告が逐一責任者にあげられ、委員会において適切な対応のための検討が行われている。中長期計画に位置付けられた危機管理のなかで、昨年からの継続の事業や本年度の重点課題等が、事故防止、感染症等対策、不審者対策、防災対策、交通事故対策、虐待対応等のそれぞれで設定され、進捗状況に照らしながら、さらに先の年度まで見通した対策が取られている。</p>		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>保護者に対し、感染症の予防や対応に関する対策を丁寧に説明した文書が配付されている。園内における感染症対応マニュアルや嘔吐時の対応が分かりやすく整備されている。また、研修に参加した職員が学んだことを、職員全員で共有する取り組みも行われている。</p>		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>避難訓練計画が策定され、毎月2回避難訓練が実施されている。津波のリスクが高い地域であることから、津波対応のために子ども全員分のライフジャケットの配備がある。近隣小学</p>		

校への避難訓練も実施されており、訓練に際して消防署の指導も受けている。自治会との連携により、地域住民と共に隣接の津波避難タワーへの避難訓練を実施している。さらに当該保育園は緊急時の食料や備品等の備蓄にも対応し、近隣住民の一時的な避難場所としての態勢も整えている。

### Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>標準的な実施方法をマニュアルや手順書等に明文化しており、日常的に提供される主なサービスに関しては毎週読み合せを実施するなど周知を図っている。また標準的な実施方法に沿った保育の提供がされているかなどの評価・検証は、指導計画にもとづく保育実践など、基本的な保育・支援に関するものについて定期的実施している一方、保育全般にわたり支援内容等の改善も含めてみた場合、十分に機能しているとは言えない。</p>		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>標準的な実施方法に沿った保育の提供が適切に行われているかどうかを検証することに関し、前項で述べた通り十分には整備されておらず、現在のところデイリープログラムや指導計画にもとづく保育実践など、基本的な保育・支援に関するものの確認にとどまっている。全職員が関わる保育全般にわたって基本的な実施方法が定められているか、またPDCAサイクルにもとづいて定期的、あるいは必要に応じて検証・見直しを行っているかなど、それらが有効に機能するような仕組みになっているかを、検証して改善する取り組みが求められる。</p>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>公立保育園に共通する書式により丁寧にアセスメントを行い、一人ひとりの子どもの詳細な情報から指導計画を策定している。補助的な各種書式でさらに保護者等の意見も把握し、個別指導計画にニーズを反映できるよう努めている。園長や主任が核となり各担当者の役割分担によってアセスメントから指導計画の策定、実施状況の評価・見直し等の流れができていく。配慮が必要な子どもへの適切な保育・支援の実践に向け、全職員の意識の共通化と関係機関との連携に注力している。さらに3歳以上児についても個別指導計画を策定している。</p>		



43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>保育課程、年間指導計画は年2回、月間指導計画は毎月、定められた手順により見直されている。指導計画の見直しを受けて毎月末に話し合いがもたれ「翌月の保育につながること」を課題として抽出する取り組みが行われている。話し合いの内容や顕在化した課題等を「指導計画話し合い」の書式に記録して速やかに指導計画に反映させることのできる、保育現場ならではの仕組みがある。</p>		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>個別指導計画にもとづく保育実践の記録を、園長および主任が逐一確認し、職員会議やミーティングで全職員がその内容や課題を共有している。また、年齢や発達過程に応じた対応で保護者との情報共有が適切に行われており、それを職員も共有して保育・支援に反映する仕組みが機能している。</p>		
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>個人情報保護規程にもとづき管理責任者（園長、園長不在時は主任）が、電子データの管理も含め鍵付きの書類棚で保管し、廃棄に至るまで一元的に管理している。個人情報を扱うコンピューターはインターネットや他の機器から遮断（オフライン）されている。個人情報の開示にも適切に対応できる管理体制があり、職員は定期的に研修を受けると共に、コンプライアンスを自ら学ぶ、というテーマで園内研修を実施し、本課への報告もしている。また自らの情報取り扱いに課題がないか、管理責任者と面談してセルフチェックを行うなど徹底している。保護者に対し、個人情報保護条例にもとづいて利用目的及び利用方法を説明した資料を配布し、同意を得ている。</p>		

## 保育所版内容評価基準ガイドライン

### 評価対象 A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 保育課程の編成		
A①	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育課程を編成している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>浜松市の公立保育園共通の理念をもとに、各公立保育園が同じ趣旨を持つ保育理念や基本方針を策定している。そのうえで、それぞれの環境や地域性を捉えて各園独自に保育の方針等</p>		

に特徴を持たせている。当該保育園でも「自然と共に生きる力の基礎を育む」という保育理念の趣旨や、それを受けた基本方針にもとづき、地域の実情に即して策定した保育の目標等から保育課程が編成されている。年度末には全職員で評価・見直しを行い、課題を次年度へ反映させて改善等の取り組みにつなげている。

A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開

A②	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a・b・c
----	--	-------

<コメント>  
 室内の温度や湿度、換気や清潔等を適切に保つ仕組みとして、それぞれに対応した記録や確認の書式を活用し、冷暖房の管理や水回りの清掃、さらに園庭の整備や安全確保を行っている。保育室においても同様に、安全を確保するための詳細なリストである「室内点検表（年齢別に6項目から15項目）」により、毎日念入りにチェックしている。カーペットや畳などのある場所を設け、子どもがくつろげる空間を確保している。さらに季節感のある壁面飾りや、玩具や絵本の整理・整頓などにも気配りがあり、生活の場としてふさわしい環境を整備する取り組みが行われている。

A③	A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a・b・c
----	---	-------

<コメント>  
 アセスメントの実施や、園と保護者との間で交わされる連絡ノートから、子どもの家庭環境や成育の記録を収集しており、子ども一人ひとりの発達の過程や個性を把握して共有している。そのうえでエピソード記録をもとに、子どもの気持ちに寄り添う保育ができるよう園内研修を実施している。

A④	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a・b・c
----	---	-------

<コメント>  
 子どもの発達状況に応じて基本的な生活習慣を身につけることができるよう、具体的な工夫と配慮をしている。各保育室に設置された手洗い場に、子どもに分かりやすい掲示方法で手洗いの仕方を示し、子どもが自ら手洗いやうがいしやすい環境を作りだしており、子どもの“自分でやりたい”気持ちを尊重して見守る保育が実践されている。当番にあたる子どもは、自身で次に何をするのかを一つひとつ言葉で表しながら行動することで、生活習慣が自然に身につくような環境を提供している。

A⑤	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a・b・c
----	---	-------

<コメント>  
 保護者や地域住民から提供されたさまざまな廃材を利用して、子どもが思うままに作品の製作をする活動が行われている。そこでは子どもが主体的に材料を選択しやすいような環境が整えられている。ボランティアが参加する場面や遊びの種類により、遊戯室のレイア

<p>ウトを変更し広さを確保するなど、活動のしやすさなどへの工夫がみられる。海辺の町の環境に包まれて遊ぶことや住民との交流、さらに行政を通じて協力を得たボランティアと共に、遊びのなかで自然と関わることのできる自然体験の保育を展開している。</p>		
A⑥	<p>A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>保育室の空調や畳の暖かさ、ベッドや調乳室の機能性等により、快適に過ごしながら身体を十分に動かして遊べる環境が整備されている。二階の保育室に通じる階段には保護柵が設置され、危険防止の配慮にも怠りはない。保育士の見守りのなかで安定して穏やかに遊ぶ姿から、十分に配慮された内容による保育の実践がうかがえる。</p>		
A⑦	<p>A-1-(2)-⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>明るく暖かな雰囲気大切に保育室の環境づくりに努めている。子どもは室内にとどまらず広いホールを利用してリズム遊びを楽しむことができている。毎月一人ひとりの子どもの保育実践を振り返り、各々の状況に即した援助方法を話し合っ翌月の目標等に反映している。これらにより情緒の安定と適切な環境が確保されており、子どもは生き生きと活動している。</p>		
A⑧	<p>A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>3歳以上児は単一クラス構成であることから、異年齢の交流保育を計画的に行い、氷づくり、色水づくり、昆虫飼育、花や野菜づくりなどバラエティーに富んだ内容での遊びに取り組んでいる。各年齢に応じた保育を大切に、集団のなかでの個性や主体性の発揮、連帯感や安定性など、保育士が全体を把握しながら、養護と教育についての一体的な保育環境の確立に努めている。</p>		
A⑨	<p>A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>ケース会議にて基幹職員と共に多面的な援助方法を検討している。個人指導計画を策定し、全職員が共通意識のもとで統一した対応で支援することができている。発達相談支援センターや子どもの心の診療所等の専門機関との連携を図りながら、特別な配慮を必要とする子どもの巡回指導等につなげており、保護者の理解を得ながら統合保育を実践している。</p>		

A⑩	A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>ミーティングノートによる長時間保育への引継ぎが行われている。正規職員が早番と遅番を担当する勤務体制であることから、延長保育のみならず保護者の都合等により保育時間が長くなった場合についても、一日の流れのなかで保育はスムーズに行われている。保育の環境や用意する玩具等に関しても、保育室を乳児、幼児に分けるなど、それぞれの年齢に応じた配慮があり、ゆったりとした環境が整えられている。</p>		
A⑪	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>小学校との連携や就学に向け、保育所児童保育要録をもって引き継ぐために必要な、さまざまな取り組みを事業計画、指導計画に位置付けている。保幼小連絡会・交流会が定期的開催され参加している。保育のなかで就学を見通して、運動や楽器、文字遊び等の具体的な活動を取り入れ、就学前に保護者懇談会の機会を設けて話し合いが行われ、その内容を記録に残している。職員は小学校における研修には極力参加し、研修内容やその成果を職員間で共有している。</p>		
A-1-(3) 健康管理		
A⑫	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どもの健康管理に関し、定められた手順に従い、入園面接票等によるアセスメントで確認済みの一人ひとりの健康状態を参考に、配慮すべき健康状態、健康の記録、事故記録簿等々、公立保育園共通の書式により管理している。毎朝子どもを受け入れる際に丁寧な視診を行い、午睡は仰向けで、年齢に応じ5分から30分毎に呼吸をチェックするなど、可能な限りの配慮をしている。これらの健康に関する取り組みや方針を保護者に伝え、乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する知識等を保護者と共有するために、必要な情報を分かりやすく掲示して周知に努めている。</p>		
A⑬	A-1-(3)-② 健康診断・歯科検診の結果を保育に反映している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>内科健診、歯科健診の結果を記録・管理している。また保育士による視力検査を行い、異常等を早期に発見することに努めている。それらの結果を身体測定の資料と合わせ、健診の都度保護者に伝え、家庭での生活につなげられるよう配慮している。4歳以上の子どもについては食後に一人ひとり、音楽に合わせてフッ素洗口を実施し、歯をケアする習慣を身につけてもらえるような取り組みを行っている。</p>		
A⑭	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p>		

<p>アレルギー対応マニュアルにもとづき、入園面接票、食材確認表、食物アレルギー食材チェック表、生活管理指導票等のアセスメントの情報から、子どものアレルギー疾患や慢性疾患等に関する状況を把握している。そのうえで毎月アレルギー会議を行い、食物アレルギー食品チェック表と照らして、一人ひとりの子どもに対応して提供可能な、あるいは除去すべき食品を厳格に選別し、医師の指示書にもとづいて代替食を提供する等の対応を行っている。対象となる子どもの給食トレーを色分けし、チェック表を使用して複数の職員が声出し確認で誤食を防ぐなど、細心の配慮で安全を確保している。</p>		
A-1-(4) 食事		
A15	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	③・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>中長期計画の保育内容の充実の取り組みに「食育」の項があり、毎年、前年の評価にもとづく反省を年次計画に反映している。子どもの育ちの根本である食事（たべること）の大切さを、食育だよりによって家庭との共通意識の醸成を図っている。食育の取り組みの一つに「クッキング保育」があり、園で栽培した野菜を食材に加えて季節や行事に因んだ料理づくりを取り入れ、子どもに料理の楽しさや野菜への興味が深まるような配慮をしている。苦手な食べ物を、たとえ一口でも食べられるように根気よく声掛けし、椅子や介助のための食器など、それぞれ発達状況等に配慮した工夫で、落ち着いて食事を楽しむことのできる時間を提供している。</p>		
A16	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a・③・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>地産地消を考慮した献立を作成し、子どもが季節感を感じることのできる食事の提供に努めている。また食事のサンプルを玄関前に掲示したり毎月献立表を配付したりして、保護者も安心できるように努めている。食育計画にもとづき、調理員と保育士は給食会議で毎月話し合いを行い、喫食状況調査表や検食簿等の情報と合わせて、安心して安全な食事の提供に配慮している。一方、子どもの好き嫌いに関し、現状のアセスメント情報だけでは十分な把握はできないことから、家庭に対する嗜好調査などの取り組みが期待される。</p>		

## 評価対象 A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
A17	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	③・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>公立保育園に共通の書式による連絡ノートを、日常の情報を共有する重要なツールとして位置付けている。送迎時の情報交換と連絡ノートは相互に情報を補強しあい、保護者との信頼関係を築くベースになっている。ここで把握した家庭での生活や発達の状況等は、ミーティングノート等で職員が共有しており、保育参加会や懇談会の機会に園の保育内容等の情報と</p>		

共に家庭での状況を話し合い、相互に理解し合うことにつなげている。		
A-2-(2) 保護者等の支援		
A18	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>保護者に対し、日常的に園における子どもの様子や園の考え方を伝えることに努めている。家庭における子育てに関する悩み事などの相談に対し、丁寧に対応できるよう個人面談の機会を設け、相談の内容を記録に残している。必要があれば専門機関を紹介することにつなげられるよう、専門機関との連携を図っている。保護者との信頼関係が最も重要なことは言うまでもないが、保護者の（仕事等）状況によっては面談が叶わない場合があり、有効な対策が取れずに苦慮するケースもある。簡単ではないと推察できるが、継続して働きかけてゆくことが求められる。</p>		
A19	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>マニュアルにもとづき、家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもを早期に発見し、速やかに対応できるように努め、虐待の予防につなげられるよう保護者に対する相談援助や職員教育にも取り組んでいる。しかし家庭における虐待防止や権利侵害に関して、職員研修の頻度や研修内容の掘り下げなどが十分とまでは言えない。家庭との信頼関係にもとづく虐待等権利侵害の早期発見・早期対応に関する全職員の共通意識が、高いレベルで醸成されるような取り組みが期待される。</p>		

### 評価対象 A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）		
A20	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>毎年2回「新保育所保育指針に基づく自己チェックリスト100」により全職員が自己評価を行っている。エピソード記録で日常の保育実践を振り返り、毎日・毎月の保育に反映している。これらの振り返りで、保育士が互いに学び合い保育の改善等につながる取り組みであることは評価できるが、自己評価には、課題を掘り起こす過程で、当事者（保育士）の分析能力次第で取りこぼしが生じかねないという一面がある。保育士が主体的に保育実践の振り返りを行い、自らの課題を客観的に捉えることのできるスキルを習得するための、園長による十分なスーパーバイズが必要であると考えられる。</p>		